

7月24日からの大雨による災害被災者支援制度・相談窓口一覧

この度の大雨で被害に遭われたに市民の皆様お見舞い申し上げます。

湯沢市の災害に関する各種支援等についてのお問い合わせ窓口は下記のとおりです。

区分	支援制度等	制度の概要	受付・担当課	電話番号	受付・開設時間 (土日・祝日除く)
証明	罹災証明書に関すること	<p>水害により家屋等（居住用の建物）の被害について、市が被害認定調査を行い、被害の程度を証明するものです。</p> <p>生活再建支援金の申請、税金の減免、各種融資の申請等に必要となる場合があります。また、損害保険などの請求に必要となる場合がありますので、契約している保険会社にお問い合わせください。</p> <p>【罹災証明書の対象】 住家（災害発生時において、居住のために使っている建物）</p> <p>【罹災証明書の証明事項】 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）</p>	税務課 固定資産税班	0183 55-8095	8:30~17:15
環境	<p>災害ごみに関すること</p> <p>トイレの浸水被害によるし尿汲み取りに関すること</p>	<p>床上浸水、床下浸水などにより被災した家屋から発生した各種の災害ごみを受け入れします。</p> <p>市職員が被災現場に出向き、個別対応しておりますので災害ごみのある方は環境共生課環境対策班までご連絡願います。</p> <p>床上浸水、床下浸水などによりトイレのし尿汲み取りが必要な場合、市職員が被災現場に出向き個別対応いたしますので環境共生課環境対策班までご連絡願います。</p>	環境共生課 環境対策班	0183 55-8069	
見舞金	災害り災者に対する見舞金	住家（現在住んでいる家屋）が床上浸水された方に、お見舞金をお渡しします。※県からのお見舞金もあります。	福祉課 地域福祉班	0183 73-2122	
くらし	悪質商法等消費生活に関すること	<p>地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が発生するおそれがあります。「火災保険を使って自己負担なく住宅修理ができる」、「このままでは危ない。すぐに工事が必要だ。」などと突然訪問してきた業者に契約を急かされても、その場では決めず、加入先の保険会社や保険代理店や、家族や周りの人に相談するなど、慎重に検討しましょう。</p> <p>また、災害に便乗した義援金に関する詐欺など、十分注意しましょう。</p>	湯沢市消費生活センター	0183 72-0874	
	旅券（パスポート）に関すること	<p>【旅券（パスポート）発給手数料の免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> 要件：①災害救助法が適用になった市町村に被災時に住民票を有していた方 ②全壊、半壊又は床上浸水の被害を受けた方 免除額：旅券発給手数料の全額 免除期間：令和6年7月25日から原則1年 	市民課 住民班	0183 73-2116	8:30~17:00

区分	支援制度等	制度の概要	受付・担当課	電話番号	受付・開設時間 (土日・祝日除く)
税金	市税の徴収猶予	被災により財産に被害を受け、市税を一時的に納付できないと認められるときは、1年以内において徴収を猶予する制度がありますのでご相談ください。	税務課 納税班	0183 73-2118	8:30~17:15
	固定資産税の減免	被害のあった土地・家屋・償却資産について、被害状況に応じて固定資産税の減免が受けられる制度がありますのでご相談ください。	税務課 固定資産税班	0183 55-8095	
	国民健康保険税の減免	被保険者または生計を一にする者の居住用住宅等の損害割合及び世帯の前年合計所得金額に応じて、国民健康保険税の減免が受けられる制度がありますのでご相談ください。	税務課 市民税班	0183 55-8094	
保険 医療 年金	医療機関等の受診について	【国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者証等を持たずに医療機関等を受診する場合】 被災し、被保険者証等を紛失又は自宅に残したまま避難していることにより、医療機関等に提示できない場合、氏名・住所・生年月日・連絡先等を申し立てることにより受診することができます。	市民課 国保年金班	0183 55-8164	8:30~17:15
	国民健康保険に関すること	【国民健康保険一部負担金の減免】 国保加入世帯の世帯主が災害により重大な損害を受けた場合、申請により医療機関を受診した際の自己負担分について減免することができます。 ・減免額：損害の程度により、10分の10又は10分の5を3か月以内に限り免除			
	後期高齢者医療に関すること	【後期高齢者医療の保険料の減免】 災害（床上浸水など）により住宅などの財産に著しい損害を受けた場合、申請により保険料を減免することができます。 ・減免額：損害の程度および前年度の所得額により12か月分の保険料の10分の10から8分の1 【後期高齢者医療の一部負担金の減免】 災害（床上浸水など）により住宅などの財産に著しい損害を受けた場合、申請により医療費の自己負担分を減免することができます。 ・減免額：損害の程度により6か月以内の自己負担額の10分の10又は10分の5			

区分	支援制度等	制度の概要	受付・担当課	電話番号	受付・開設時間 (土日・祝日除く)
保険 医療 年金	国民年金に関すること	【国民年金保険料の免除】 国民年金被保険者の属する世帯の世帯主又は世帯員の所有する資産（住宅、家財、その他の財産）につき、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたとき。 ・免除期間：令和6年6月分から令和8年6月分まで	市民課 国保年金班	0183 55-8164	8:30~17:15
水道	水道に関すること	水道水に関する困りごとの相談に対応しています。	上下水道 お客様センター	0183 73-2165	
			水ingAM（スイング） 湯沢管理事務所	0183 55-8396	休日夜間対応
農業	農地・農業用施設の被災に関する相談	農地や農業用施設が被災（畦畔崩壊、農業用水路の閉塞等）した場合に、その復旧に係る市の支援について相談を受け付けます。	農林課 農地整備班	0183 78-1172	8:30~17:15
介護	介護保険に関すること	介護保険料および介護保険サービス利用者負担額には、災害に遭われた場合に、被害の状況、前年中の所得に応じて保険料等を減免する制度がありますのでご相談ください。	長寿福祉課 介護保険班	0183 55-8309	
健康	浸水被害があった家屋の衛生対策と消毒に関すること 災害後に不安感や眠れない等心身の不調を感じた場合の相談先	水害により、家屋等が浸水した場合、雑菌が繁殖しやすい環境になり、感染症が発生することがあります。予防のためには、清掃と十分な乾燥が重要となります。家屋の衛生対策や消毒についてご相談ください（状況に応じ消毒剤を配布します）。 災害後は、通常とは異なるストレスにさらされたことで様々な体調の変化を感じることがあります。血圧が高くなったり、眠れない等心身の不調を感じた場合ご相談ください。	健康対策課	0183 56-8020	
高齢者	高齢者の生活相談に関すること	地域の身近な高齢者総合相談窓口として、地域包括支援センターがあります。 高齢者の在宅生活に関し不安をお持ちの方、介護や介護予防などの面で不安な方はお気軽にご相談ください。	① 【湯沢・雄勝地域担当】 湯沢市地域包括支援センター ② 【稲川・皆瀬地域担当】 湯沢市稲川・皆瀬地域包括支援センター	① 0183 78-2311 ② 0183 56-6580	
市民相談	その他の困りごとについて	大雨被害による悩みや心配ごとなど、くらしの相談を受付けます。困りごとの相談先が分からない場合でも、いちどお話を伺ってから、担当課や関係機関におつなぎします。 また、消費生活相談、弁護士法律相談、司法書士法律相談など各種無料相談の案内を行っています。	環境共生課 市民生活窓口班	0183 73-2115	